

チベット訳律蔵「布薩事」の内容

佐々木 閑

根本有部律の犍度部は、雑事も入れて全部で十八の事 (vastu, gzi) から成っている。このうちの第二番目「布薩事」(poṣadhavastu, gso sbyoñ gi gzi) は、半月毎の比丘の布薩を説明するものだが、資料として完全な形で現存するものはチベット訳だけである。漢訳は全く残っていないし、Gilgit から出土したサンスクリット写本も約三分の二が欠落している。それゆえ本稿では、唯一の完本であるチベット訳を基にして、根本有部律「布薩事」の全容を紹介していく。資料としては、影印北京版 (Khe 128b⁴-208b⁸) およびデルゲ版 (Ka 131a⁴-221b⁵) を用いた。尚、内容紹介の後の括弧は私の註である。

① piṅḍoddāna (P. 128b⁴-5, D. 131a⁴)

〔チベット訳では単に sdom (uddāna) としているが、実際には piṅḍoddāna。〕

② uddāna (P. 128b⁵, D. 131a⁴⁻⁵)

③ 外道達が「釈子沙門には我々が行なう坐 ('dug pa, niṣadyā), 行 (bya ba, kriyā), 布薩 (gso sbyoñ, poṣadha) といった行事はない」と言うのを聞いた仏教の在家信者達は、この言葉を世尊に報告し、仏教でもこれら三つを取り入れるようお願いする。世尊はこれを承諾する。(P. 128b⁵-129b¹, D. 131a⁵-132a²)

〔同様の話は他の律にもみられるが、そこでは坐と行の二つは全く言及されない。〕

④ 坐の定義——坐とは yoga (rnal 'byor) のこと。yoga とは、自分の身体が髮乃至小便 (いわゆる三十六物) といった汚ないもので構成されているという事実を正しく観察すること。(P. 129b¹⁻⁵, D. 132a²⁻⁶)

〔以下⑤~⑩が坐, ⑩が行, そして⑪以下が布薩に関する説明である。〕

⑤ 比丘達は、牧場や門房, 外廊, 住房, 森林, 村の近く (墓地?) 等で yoga を修習したが、いろいろと不都合が生じたため、世尊はこれを禁じ、修行堂の建立を命ずる。(P. 129b⁵-130b¹, D. 132a⁶-133a²)

〔ここでは原始仏教以来の伝統である、森林での修行が否定されている。〕

⑥ 修行堂の造り方。先ず幾つかの住房の壁をぶち抜いて広間にし、扉, 窓, 網戸, 門, 円形坐台, 坐布団を備え付ける。(P. 130b¹-131b¹, D. 133a²-134a⁴)

〔上記の備品の一つ一つについて、具体的な作り方が記されている。〕

- ⑦ yoga 修行中のうたた寝を防止する方法。耳に糸玉を結びつける (水の入った小さな器を耳の上に結びつける?), 自分の体を棒でつつく, 玉をころがす, 燈火を目の前に置く, 足を伸ばす, 立って歩く等。(P. 131b¹⁻⁶, D. 134a^{4-b})
- ⑧ その他, yoga の妨げとなる行為を規制する方法。(P. 131b⁶⁻⁸, D. 134b²⁻⁴)
- ⑨ 修行堂に入りきれない比丘がいたため, 世尊は, 二階に第二修行堂を造ることを命じる。それでも入りきれなかったので, 住房とは別の独立した修行堂の建立を命じる。(P. 131b^{8-132a}, D. 134b^{4-135a})
- ⑩ 修行監視比丘の設置。修行監視比丘になるための五つの条件。白二羯磨による任命の方法。(P. 132a^{4-b}, D. 135a^{1-b})
- ⑪ 修行監視比丘がなすべき仕事。(修行堂の整備や修行開始の告知。)(P. 132b^{7-133a}, D. 135b⁴⁻⁶)
- ⑫ 修行監視比丘が, 修行の開始を皆に報せるため大きな音で gaṇḍī を打ち鳴らした。それを聞いた町の人々は, 盗賊が現われたのかと思って僧院へ駆け付けた。世尊は大きな音で gaṇḍī を鳴らすことを禁止し, さらに gaṇḍī を鳴らすべき場合を以下の五種に限定する。1). 比丘達を集合わせるため 2). 羯磨の gaṇḍī 3). 人が死んだ時の gaṇḍī 4). 修行のための gaṇḍī 5). 災難を報せるための gaṇḍī。そしてこれら五つの場合の各々について, gaṇḍī の鳴らし方が決められる。(P.133a¹⁻⁵, D. 135b^{8-136a})
- [実際, どのように鳴らすのか私にはわからない。識者の御意見を待つ。]
- ⑬ yoga の修行を終えた比丘の食事のとり方。(P. 133a⁵⁻⁸, D. 136a³⁻⁶)
- ⑭ 施食を受けたあとの法話の仕方。(P. 133b¹⁻³, D. 136a^{6-b})
- [この記述は, 直前の⑬に関係して述べられるものであって, yoga とは無関係。]
- ⑮ 修行監視比丘の出勤の心得——他の比丘よりも先に修行堂へ行き, 他の比丘よりもあとに退出しなければならない。もし都合が悪くて先に行けない時は, 修行堂の鍵を予め隠し, その隠し場所を他の比丘に教えておく。(P. 133b³⁻⁶, D. 136b¹⁻³) [以上が坐に関する説明]
- ⑯ 行の定義——行とは, 白, 白二, 白四羯磨のこと。(P. 133b⁶, D. 136b³⁻⁴)
- ⑰ 布薩の定義——布薩とは半月毎の prātimokṣasūtra (so sor thar pa'i mdo) の唱誦。唱えるのは上座比丘 (P. 133b⁶⁻⁸, D. 136b⁴⁻⁵)
- ⑱ 比丘達が集まって布薩するのに適当な場所の選定。白二羯磨による布薩場の決定。(P. 133b^{8-134b}, D. 136b^{5-137b})

[布薩場では布薩だけでなく, 自恣や白, 白二, 白四羯磨も行なわれる。]

⑩ uddāna (P. 134b⁶⁻⁷, D. 137b³⁻⁴)

⑪ 一人で洞窟に住んでいた Brāhmaṇa Kapphiṇa 比丘 (bram ze Kap pi na) が布薩に出席するのをためらっていた。これを知った世尊は彼を諭し、布薩場まで連れていって、皆といっしょに布薩をさせた。(P. 134b⁷-135b⁸, D. 137b⁴-138b⁸)

〔すべての比丘に布薩出席の義務があることを示している。〕

⑫ 白二羯磨による大界の決定。同一大界内の比丘は必ず一箇所に集まって、布薩、自恣、白、白二、白四羯磨を行なわねばならない。(P. 135b⁸-137a⁴, D. 138b⁸-140a⁸)

〔予め在住比丘 (gñug mar gnas pa, naivāsika) 達が、大界の境界線を決めておいて、そのあとでサンガの全員が集まって、白二羯磨によって正式に決定する。しかし、大界が正式に決定されないうちは、白二羯磨に参加すべき、サンガの構成員も決まらないのだから、「サンガの全員が集まって大界を決定する」ことはできないはずである。実際には、在住比丘が境界線を定める段階で根回しが行なわれ、その境界内のすべての比丘が承諾したうえで、あらためて全員が集まって白二羯磨をしたのであろう。〕

⑬ 白二羯磨による不失衣界の許可。(P. 137a⁴-b⁸, D. 140a⁸-b⁸)

〔不失衣界とは、その界の内部なら saṃghāṭi を持たずに移動しても罪にならない界のこと。今の場合、大界と一致する。〕

⑭ 羯磨の度に全員が集まっていたのでは、生活が乱れてしまう。これを防ぐために、以下の手順で小界が設けられる。(P. 137b⁸-140b⁷, D. 140b⁵-143b⁷) i). 白四羯磨による大界の解除 ii). 白二羯磨による小界の決定 iii). 白二羯磨による大界の再決定 iv). 白二羯磨による不失衣界の許可。

〔界の解除を白四羯磨で行なうのは根本有部律だけ。他の律はすべて白二羯磨。〕

⑮ 界の縮小、拡大。(P. 140b⁷-143b¹, D. 143b⁷-146b⁷) i). 白四羯磨による大界、小界の同時解除 ii). 白二羯磨による新しい大界と小界の同時決定 iii). 新しい大界内での不失衣界の許可。

⑯ 自然界の範囲。(P. 143b¹⁻⁶, D. 146b⁷-147a⁴) i). 壁に囲まれているならそこが境界 ii). 壁がない場合は、水槽から落ちる水(?)が届く範囲 iii). 村落では村の境界がそのまま自然界の境界になる iv). 森の中では半径 1 krośa (rgy-an grags) の円の内部。

〔自然界とは、人為的に界を設けなくても比丘が存在することによって自然に成立する界のこと。自然界の中に複数の比丘がいる場合は、結界していなくても、必ず全員が集まって布薩等の行事を行なわねばならない。つまり大界の最小単位。〕

- ⑳ 布薩羯磨には四種類ある。(P. 143b⁷⁻⁸, D. 147a⁴⁻⁶) i). 全員がそろわず、しかもやり方が規範に則っていない ii). 全員そろってはいるが、規範に則っていない iii). 全員そろってはいるが、規範には則っている iv). 全員がそろっており、しかも規範に則っている。このうち正しいのは iv) のみ。
- ㉑ 上座比丘の prātimokṣa 唱誦には、五種の方法がある。(P. 143b⁸-144a⁴, D. 147a⁶-b²) i). 白をなしてから prātimokṣa の序言 (gleñ gzi, nidāna) だけを唱え、あとは省略する ii). 白をなし、序言と四つの pārājika だけを唱え、あとは省略する iii). 白をなし、序言から十三の saṅghāvaśeṣa までを唱え、あとは省略する iv). 白をなし、序言から二つの aniyata までを唱え、あとは省略する v). prātimokṣa を全部唱える。

(v) が正式であるが、i)~iv) でも構わない。prātimokṣa には、aniyata のあとにもまだ、naiḥsargikaprāyaścittika, prāyaścittika, pratideśaniya といった項目が続くが、これらはまとめて扱われている。

- ㉒ uddāna. (P. 144a⁴⁻⁵, D. 147b³)

- ㉓ 布薩の時、誰も prātimokṣa を誦することができない場合の処置。まず、皆で prātimokṣa を誦することのできる比丘を探さねばならない。(当然、大界の外へ探しに行くことになる。) 見つからない場合は、布薩をしてはならない。(この日の布薩が中止になるのか、それとも延期なのか、ここには明記されていない) いっしょに前安居に入る予定の比丘達や、入ることを正式に決定している比丘達の中に、prātimokṣa を唱えることのできる者がいないと判った場合、彼らは、唱えることのできる比丘を探さねばならない。見つからない場合は、そのままのメンバーで前安居に入ってはならない。又、いっしょに後安居に入る予定の比丘達についても同様。一方、すでに後安居に入ることを正式に決定している比丘達の中に、prātimokṣa を唱えることのできる者がいない場合は、二ヶ月間注意深く生活した後で、prātimokṣa を唱えることのできる比丘を探さねばならない。もし見つからない場合に、そのままのメンバーで布薩をしてはならない。(P. 144a⁵-145a⁵, D. 147b³-148b⁴)

安居とは三ヶ月間の定住生活のことであり、この期間中の比丘の移動は禁じられている。安居には、開始する日の違いによって前安居と後安居の二種類があって、後安居は前安居の一ヶ月後に始まる。前安居が始まる時には、後安居をするつもりは比丘はまだ遊行中だから、それを探して連れてくればよいが、後安居が始まる時には、前安居の比丘はすでに安居に入っているし、後安居の比丘も、一斉に安居に入るのだから、他所から比丘を連れてくることはできない。二ヶ月待

てば前安居に入っていた比丘は安居が終わって遊行期に入るから、それを連れてくるのである。実際には前安居終了後も数ヶ月間の定住が認められているから、安居終了後直ちに遊行を始める比丘は少なかったかもしれないが、その場合には、前安居の終わった別の僧団へ行って連れてくればよい。

- ③⑩ prātimokṣa を唱えることのできない比丘達が、prātimokṣa に通じた比丘を迎え入れる際の歓待方法。(P. 145a⁵-b⁴, D. 148b⁴-149a³)
- ③⑪ 布薩の日、弟子比丘がどうしても他所へでかけねばならない時の処置。和尚や師にその旨を告げたりえて、先方にちゃんと布薩を行なうことのできる立派な比丘がいる場合に限り、でかけることができる。(P. 145b⁴⁻⁷, D. 149a⁴⁻⁶)
- ③⑫ 病気で布薩に出席できない比丘は、他の比丘に委託して清浄 (yoñs su dag pa, pariśuddha, 無罪証明) をサンガへ伝えねばならない。清浄の委託が不可能な場合は、サンガのほうが病比丘のところへ出向いて行って、そこで布薩をする。清浄を委託された比丘は、途中で事故のないよう十分気をつけてサンガのところへ行き、清浄を伝える。(P. 145b⁷-147a⁵, D. 149a⁶-150b⁵)
- ③⑬ 清浄を委託されてサンガへ向かっている者が途中で死亡したり、一人前の比丘でないことを告白した場合、清浄は不成立となり、もう一度別の者に委託されねばならない。一方、委託された者がサンガ到着後、未だ正式に清浄を伝達しないうちに死亡したり、一人前の比丘でないことを告白した場合、清浄は成立する。(P. 147a⁵-148a¹, D. 151b¹⁻⁷)
- ③⑭ 布薩は、比丘の人数によって三種類に分けられる。i). 一人乃至三人の比丘しかいない場合、サンガは成立しないから通常の布薩は行なえない。この場合には、諸天神に己の潔白を証言する。ii). 四人の比丘がいる時は、通常の布薩羯磨を行なう。但し病比丘の清浄は受けられない。(四人の比丘がいて一人が病気なら、実際布薩に参加するのは三人だからサンガは成立しない。) iii). 五人以上の比丘がいる場合は、清浄を受けることもできる。(P. 148a¹-b¹, D. 151b¹⁻⁷)
- ③⑮ uddāna. (P. 148b¹⁻², D. 152a¹)
- ③⑯ 一部の比丘が、盜賊等の部外者によって捕えられているため全員が集合できず、布薩を行なえない場合の対処の仕方。先ず比丘の解放を嘆願する。(二回) それでもだめな時は、皆で大界の外へ出て布薩をする。布薩後も比丘の解放のための努力を続けねばならない。(P. 148b²⁻⁵, D. 152a¹⁻⁴)

{大界の外へ出て、そこにいる比丘だけで新たに界を結び、別個のサンガを形成すれば布薩をすることができる。}

- ③⑦ 布薩が終了したら、引続いて羯磨を行ない、種々の議案を決議しなければならない。病気で布薩に出席できない比丘は、これらの羯磨にも参加できないことになるから、清浄だけでなく 欲 (dun pa, chanda, 参議権の放棄) も伝えねばならない。伝達方法は③②と全く同じ。(P. 148b⁵-150a⁵, D. 152a⁴-153b⁴)

布薩は比丘の義務であり、これに欠席するためには、清浄(無罪証明)を提出して皆の承認を得なければならない。一方、その他一般の羯磨は、議題決定のための会議であって、これに参加するのは比丘の権利である。したがって、羯磨に欠席するため提出する「欲」は、権利の放棄を意味するものであって、清浄とは本質的に異なる。

- ③⑧ 清浄と欲を委託された比丘が途中で死んだり、一人前の比丘でないことを告白した場合の規定。内容は③③と同じ。(P. 150a⁵-151a¹, D. 153b⁴-154b¹)
- ③⑨ 比丘の人数に応じた布薩の方法。③④での「清浄」が「清浄と欲」に代わっているだけ。(P. 151a¹-b², D. 154b¹-155a²)

③②～③④と③⑦～③⑨は、「清浄」が「清浄と欲」になっているだけで、内容は同じ。実際に使われた規則は③⑦～③⑨であって、③②～③④は規則の成立過程を明らかにする意味で記されている。

- ④⑩ 乱心比丘がいて、布薩の時に来たり来なかったりしたためサンガに混乱が生じた。世尊は、乱心比丘を羯磨(布薩、自恣も含む)の構成員から除外してもよいという許可(smyos pa'i gnañ ba)を与え、そのための白二羯磨を制定する。(P. 151b²-152b⁸, D. 155a²-156a³)

- ④⑪ 布薩時における罪の告白の仕方。(P. 152b⁸-155a⁴, D. 156a³-158b⁹) i). 罪の告白は、布薩の儀式が始まるまでに済ましておかねばならない。自分のやったことが罪になるかどうか判断できない時は、経・律・論の専門家に尋ねて判断してもらい、もし罪になるのだったら、布薩の前に告白しておかねばならない。サンガ全員が集合し終わったあとで自分の罪を思い出した場合は、傍の比丘に向かって、その罪の一時的棚上げを明言しておいて(byin gyis brlab pa), 翌日正式な形で告白、滅罪しなければならない。prātimokṣaの唱誦が始まったあとで自分の罪を思い出した時は、心の中で罪の一時的棚上げを明言しておいて、翌日正式に告白、滅罪する。ii). 布薩の日に全員が(同じ種類の)罪を犯していたとすると、犯罪比丘は自分と同種の罪を犯した比丘の告白を受けることができないという規則により、罪の告白が不可能になってしまう。そんな時は、誰か一人の比丘を別のサンガへ送ってそこで罪を告白させ、清らかな身となって戻ってきたその比丘に向かって、他の比丘達が告白、滅罪する。この方法が

無理な時は、全員の罪を一時棚上げにしておいて布薩を済ませ、後日何らかの形で告白、滅罪する。iii) 一人を除いて全員が同じ罪を犯し、しかも自分達の罪に気付いていない場合、唯一人の無犯比丘は日頃親しくしている比丘のところへ行行って話しかけ、穏やかにそれとなく相手の罪を悟らせる。そして皆の見ているところで罪を告白させ、他の比丘達にも罪を認めさせる。但し強制的な方法で罪を悟らせてはならない。

iii) は規則の意図がよくわからない。滅罪よりもサンガの和合が優先するという
ことか？ 私の知る限り、同じ記述は『根本薩婆多部律撰』卷一（大正24. 592
c⁷）にのみ見られる。

④② uddāna. (P. 155a⁴, D. 158b⁶)

④③ まだ来ていない比丘がいるのを知りながら勝手に布薩をしてしまった場合の処理法。これは次のように分類される。

(i) 先に布薩をしてしまう比丘（三種）——④ 在住比丘 ⑤ 客比丘 ⑥ 在住・客の両方が混じた場合

(ii) まだ来ていない比丘（三種）——④ 在住比丘 ⑤ 客比丘 ⑥ 在住・客の両方が混じた場合

(iii) (i)と(ii)の人数の大小（三種）——④ (i)の方が多し ⑤ (i)と(ii)が等しい ⑥ (ii)の方が多し

(iv) 先に布薩をしてしまった理由（三種）——④ 規則に違反していないと思っ
て ⑤ 規則違反かもしれないと迷いながら ⑥ サンガが分裂しても構わな
いと考えて（このうち④⑤は軽罪で済むが、⑥は僧残罪。）

以上、 $3 \times 3 \times 3 \times 3 = 81$ 通りの処理法が説明される。(P. 155a⁴-171b⁴, D. 158b⁶-176b⁴)

チベット訳に誤りがある。P. 164b¹, D. 168b⁴; P. 164b⁵, D. 169a¹; P. 164b⁸, D. 169a⁴ の三箇所にみられる dge sloṅ glo bur du 'oṅs pa mñam pa dag 「同人数の客比丘」は、dge sloṅ glo bur du 'oṅs pa dañ gñug mar gnas pa ches ſiun ba dag 「より少人数の客比丘と在住比丘」でなければならない。

④④ antaroddāna. (P. 171b⁴, D. 176b⁴)

④⑤ まだ来ていない比丘がいるとは知らずに、先に布薩をしてしまった場合の処理法。④③と同様、様々に分類される。(i)~(iii)は④③と同じ。(iv)がなくてその代わり、遅れた比丘がやって来た時に布薩儀式がどこまで進行しているかによって四種類の場合が想定される。したがって $3 \times 3 \times 3 \times 4 = 108$ 通りの処理法が説明される。いずれの場合にも、先に布薩をした比丘は無罪。(P. 171b⁴-189b⁷, D.

176b⁴-198b⁴)

〔チベット訳の誤り。P. 174a², D. 179b⁴; P. 174a⁶, D. 179b⁷ の二箇所にある dge sloñ gñug mar gnas pa mñam pa dag は dge sloñ glo bur du 'oñs pa mñam pa dag でなければならない。〕

④⑥ antaroddāna. (P. 189b⁷⁻⁸, D. 198b⁴)④⑦ 十五日布薩を主張する比丘と十四日布薩を主張する比丘がいた場合、どちらが優先するか。(P. 189b⁷-190a⁵, D. 198b⁴-199a³)④⑧ 布薩のために集合した比丘が、同じ界の中に未知の比丘がいる証拠を見つけた場合の処理方法。全部で七十二通り。(P. 190a⁵-207b³, D. 199a³-220a⁵)

〔チベット訳の誤り。〕

i) P. 192b², D. 201b⁶ の ñes pa sbom po 「重罪」とあるのは 'gal tshabs can 「罪科人」(軽罪を犯した者)の誤り。ii) P. 195a² 'di lta ste から 195b⁵ 'gyur ro までは 194a⁶ 'di lta ste の前に来なければならない。さらに 195b⁵ の 'gal tshabs can は ñes pa sbom po の誤り。D. は正しい形になっている。iii) P. 195a¹, D. 205b³ の dge sloñ glo bur du 'oñs ba ches mañ po dag は, dge sloñ glo bur du 'oñs ba ches ñuñ ba dag の誤り。iv) P. 199a¹, D. 209b³ の dge sloñ glo bur du 'oñs ba ches ñuñ ba dag は dge sloñ gñug mar gnas pa ches ñuñ ba dag の誤り。〕④⑨ antaroddāna. (P. 207b³, D. 220a²)⑤⑩ 布薩の時、比丘が移動してもよい場所、移動してはならない場所の列挙。原則として正しく布薩を行なえるような場所へならば移動してもよい。但し災難が生じた場合と、サンガの全員が移る場合は、どこへ移動しても構わない。(P. 207b³-208b³, D. 220a²-221b¹)⑤⑪ 布薩への参加を許されない者の列挙。比丘でない者や、一人前の比丘としての資格を失った者は参加できない。(P. 208b³⁻⁸, D. 221b¹⁻⁵)

(後註略)

(京都大学大学院)